

契約事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の契約事務取扱規程では、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならないが、平成25年度に1,633,590円で実施した「食とみどり技術センターフェンス設置工事」では契約書が作成されていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 起案者のみならず、決裁関係者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程】（抜粋）（契約書の作成） 第18条 契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。 2 前項に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。 1 契約の目的 2 契約金額 3 履行期限 4 契約保証金 5 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 6 履行の監督及び検査 7 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金 8 危険負担 9 かし担保責任 10 契約の変更及び解除 11 契約に関する紛争の解決方法 12 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 （契約書の省略） 第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 1 契約金額が150万円以下の契約を締結しようとするとき。</p>	<p>契約書の作成が必要な案件について、今後、契約手続に漏れが生じることがないように、契約事務のルールについて事務担当者会議にて所内職員に周知するとともに、決裁時に決裁関係者が注意してチェックするよう、部長会議にて周知徹底を図った。</p>